

基 発 0225 第 1 号
令和 3 年 2 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 40 号。以下「改正省令」という。）が、令和 3 年 2 月 25 日に公布され、令和 3 年 4 月 1 日（一部の規定については、令和 4 年 4 月 1 日）から施行されることとなったところである。

改正省令は、各種国家資格等における旧姓の使用促進について対応を求めた「女性活躍加速のための重点方針 2020」（令和 2 年 7 月 1 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「重点方針 2020」という。）等を踏まえ、所要の措置を講じるものである。

改正省令の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

「女性活躍加速のための重点方針 2017」（平成 29 年 6 月 6 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、マイナンバーカードや旅券に旧姓を併記することが可能となるよう必要な検討を行うこととされ、これに続く重点方針 2020 において、各種国家資格等で更に旧姓使用がしやすくなるよう現状把握及び関係機関等への働き掛けを行うこととされた。

また、同様に、在日外国人を中心として日本人らしい通称を使用し活動することへのニーズがあり、これに対応する必要もある。さらに、現代においては、性同一性障害を有する方等への配慮も求められている。

これらの状況を踏まえ、ボイラー技士等の免許証等の資格証について、旧姓を使用した氏名や通称（以下「旧姓等」という。）の併記を可能とし、性別欄を削除するため、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和 48 年労働省令第 3 号。以下「コンサル則」という。）及び作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号。以下「作環則」という。）について所要の改正を行うこととした。

第 2 改正の内容

1 旧姓及び通称について

(1) 旧姓について

改正省令における旧姓は、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「住基法施行令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏を指し、これを併記するためには、戸籍謄本のほか、住民票の写し等により確認する必要があること。

(2) 通称について

改正省令における通称は、住基法施行令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称を指し、これを併記するためには、住民票の写し等により確認する必要があること。

2 改正省令第 1 条関係

(1) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に規定する免許に係る免許証等における旧姓等の併記及び性別欄の削除

安衛則様式第 11 号を改正し、安衛法に規定する免許に係る免許証について、旧姓等を併記できるようにし、性別の記入欄を削除したこと。旧姓等を併記する場合は、旧姓等は氏名の後に括弧書きで記入し、裏面の備考欄に括弧書きで記載されたものが旧姓等である旨を記入することとしたこと。

安衛則様式第 12 号を改正し、免許申請書等について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等を記入する欄を設け、性別の記入欄を削除したこと。

安衛則様式第 13 号を改正し、免許取消申請書の性別の記入欄を削除したこと。

その他所要の改正を行ったこと。

(2) 安衛法に規定する教習及び技能講習に係る運転実技教習修了証及び技能講習修了証等における旧姓等の併記

安衛則様式第 15 号を改正し、運転実技教習及び技能講習の受講申込書について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等を記入する欄を設けたこと。

安衛則様式第 16 号及び様式第 17 号を改正し、運転実技教習修了証及び技能講習修了証について、旧姓等を併記できるようにしたこと。旧姓等を併記する場合は、旧姓等は氏名と併せて括弧書きで記入し、技能講習修了証にあつては、裏面の備考欄に括弧書きで記載されたものが旧姓等である旨を記入することとしたこと。

安衛則様式第 18 号を改正し、技能講習修了証の再交付等申請書について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等を記入する欄を設けたこと。

3 改正省令第 2 条関係

(1) 労働安全コンサルタント名簿等の登録事項の追加

コンサル則第 16 条を改正し、旧姓等の併記を希望する場合の当該旧姓等を労働安全衛生コンサルタント名簿又は労働衛生コンサルタント名簿の登録事項に追加したこと。

(2) コンサルタント登録証等における旧姓等の併記

コンサル則様式第 3 号を改正し、コンサルタント登録申請書について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等を記入する欄を設けたこと。

コンサル則様式第 3 号の 2 を改正し、コンサルタント登録証について、旧姓等を併記できるようにしたこと。旧姓等を併記する場合は、旧姓等は氏名と併せて括弧書きで記入することとしたこと。

コンサル則様式第 4 号を改正し、労働安全コンサルタント登録事項変更等申請書等の備考において、旧姓等の併記又は併記した旧姓等の削除を希望する場合に留意すべきことを明記したこと。

その他所要の改正を行ったこと。

4 改正省令第 3 条関係

(1) 作業環境測定士名簿の登録事項の追加

作環則第 6 条を改正し、旧姓等の併記を希望する場合の当該旧姓等を作業環境測定士名簿の登録事項に追加したこと。

(2) 作業環境測定士登録証等における旧姓等の併記

作環則様式第 1 号を改正し、作業環境測定士登録申請書について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等を記入する欄を設けたこと。

作環則様式第 2 号を改正し、作業環境測定士登録証について、

旧姓等を併記できるようにしたこと。旧姓等を併記する場合は、旧姓等は氏名と併せて括弧書きで記入することとしたこと。

作環則様式第3号を改正し、作業環境測定士登録証書換申請書等の備考において、旧姓等の併記又は併記した旧姓等の削除を希望する場合に留意すべきことを明記したこと。

(3) 作業環境測定士講習修了証等における旧姓等の併記

作環則様式第8号を改正し、作業環境測定士講習受講申請書等について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等を記入する欄を設けたこと。

作環則様式第9号を改正し、作業環境測定士講習修了証について、旧姓等を併記できるようにしたこと。旧姓等を併記する場合は、旧姓等は氏名と併せて括弧書きで記入することとしたこと。

作環則様式第10号を改正し、作業環境測定士講習修了証再交付申請書等について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記を希望する旧姓等を記入する欄を設けたこと。

(4) 作業環境測定士登録状況報告事項の追加

作環則様式第15号の2を改正し、作業環境測定士登録証の書換えの申請に関し、旧姓等の書換えの件数については、氏名の書換えとは別に報告させることとしたこと。

5 改正省令附則関係

(1) 施行期日

改正省令は、令和3年4月1日から施行することとしたこと。
ただし、第2の2(2)については、令和4年4月1日から施行することとしたこと。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこととするとともに、改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。

第3 関係通達の改正

令和2年3月31日付け基発0330第43号「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」の別添「外国人に対する技能講習実施要領」の3を次のように改め、令和4年4月1日から適用する。

3 技能講習修了証の発行

氏名の欄には、旅券（パスポート）又は在留カードに記載されている氏名を記入すること。また、受講者より旧姓を使用した氏名や通称（以下「旧姓等」という。）の併記の希望があった場合には、下記の方法により確認の上、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）様式 17 号の修了証様式（第 3 面）に氏名と併せて括弧書きで記入し、修了証様式（第 2 面）の備考欄に、括弧書きで記載されたものが旧姓等である旨を記入すること。

- ・旧姓を使用した氏名の場合

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏であることを、戸籍謄本のほか、住民票の写し等により確認すること。

- ・通称の場合

住民基本台帳法施行令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称であることを、住民票の写し等により確認すること。